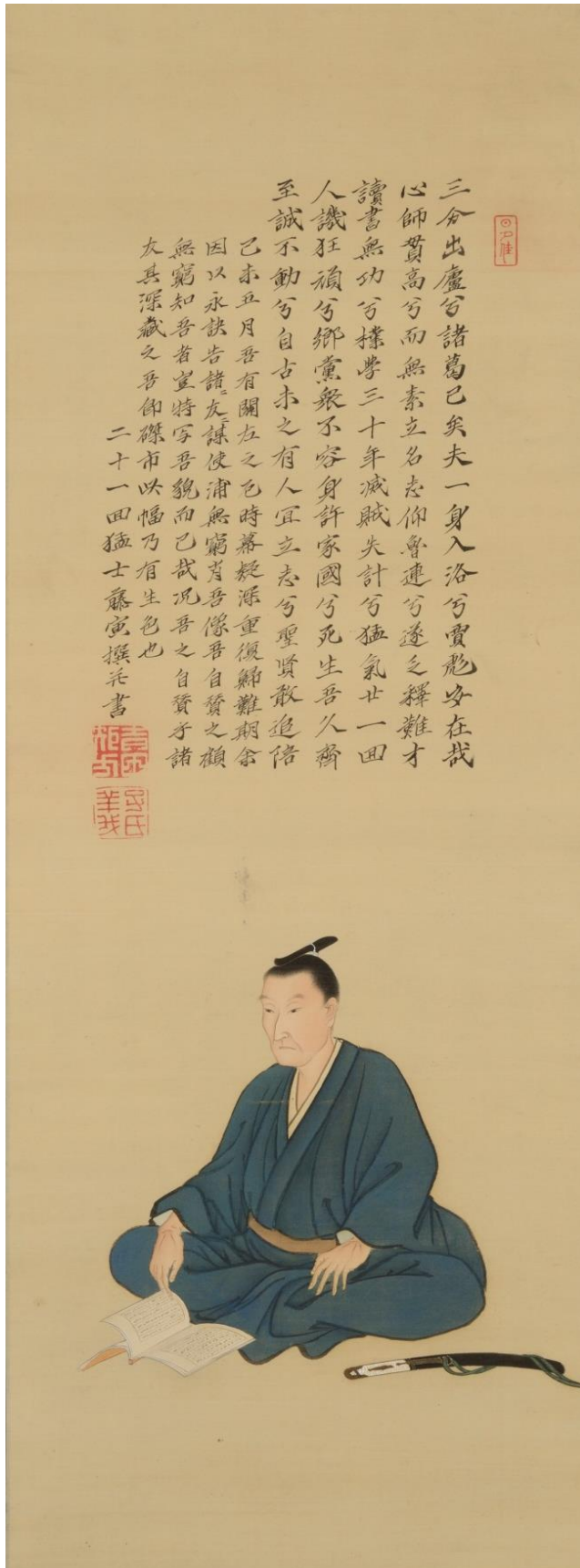


## 吉田松陰自賛肖像展



山口県指定有形文化財（歴史資料） 吉田松陰関係資料（吉田家伝来）

紺色の着物を身に着け、胡座にて座る吉田松陰。その右手は書物の頁をめくり、刀は帯びずに左傍らに置いています。

この肖像画は、松陰の弟子である松浦松洞（まつうらしょうどう、1837～1862）が描き、松陰が自ら賛をしたためたもの（自賛）です。安政6年（1859）5月、松陰が幕府の命で江戸へ送られる頃に作られました。

この肖像画のほか、松陰に関係する文書や所用品など、松陰が家督を継いだ吉田家に伝わった「吉田松陰関係資料（吉田家伝来）」754点は、山口県文書館が所蔵しています。これらは、松陰の生涯に関する資料が時代に偏ることなく残り、松陰の行動や思想を知る上で基本となる資料であることから、平成21年11月17日、山口県指定有形文化財（歴史資料）に指定されました。

今回の展示では、この「絹本着色吉田松陰像（自賛）」と、松陰が野山獄を出て再び投獄されるまでの間（安政2年（1855）12月～5年（1858）11月）の資料を紹介します。

※当館所蔵「吉田松陰関係資料」については、『山口県文書館蔵吉田松陰関係資料目録』（山口県、平成18年）を御参照ください。

※吉田松陰関係資料で文化財の指定を受けているものは、当館所蔵資料のほか、松陰神社（萩市）が所有する「吉田松陰関係資料（松陰神社伝来）」があります（山口県指定有形文化財（歴史資料）、平成24年12月7日指定）。

※このほか、吉田松陰幽囚の旧宅と松下村塾（いずれも萩市）が、国の史跡に指定されています（大正11年（1922）10月12日指定）。

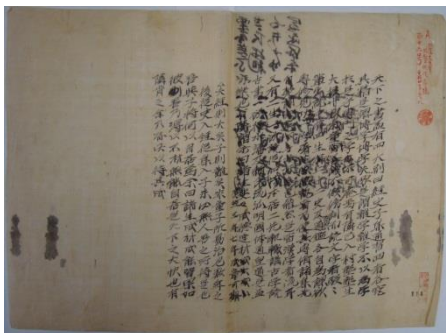
※他の都道府県指定文化財において、歴史資料として指定を受けた文化財のうち、人物画を含むものは、秋田県の「佐竹侯累代の肖像」や、神奈川県「二宮尊徳関係資料」などがあります。

会期：平成27年2月28日（土）～3月29日（日）  
3月10日（火）～15日（日）は実物を展示します。



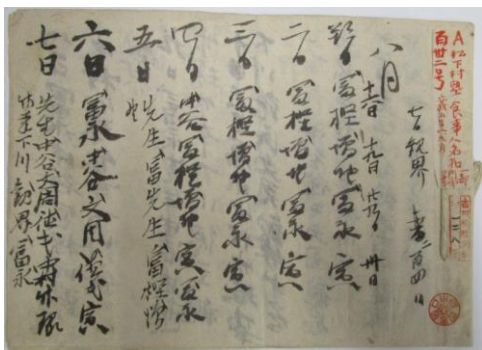
【関係資料1】丁巳日乗 (吉田松陰関係資料 106)

安政4年（1857）1月から8月にかけて、吉田松陰と門下生がしたためた日記です。1月1日から2月11日までと、8月10日・15日・20日の記述があります。当時松陰は杉家の幽室にいましたが、正月の2日から門下生の教育を始めています。日々の記録から、松陰が熱心に門下生と学問に勤しんでいる様子が窺え、後の松下村塾における勉学のスタイルを彷彿とさせます。



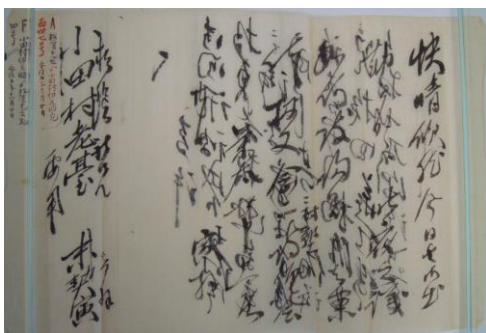
【関係資料2】村塾記事草稿 (吉田松陰関係資料 114)

安政4年（1857）の冬、松下村塾の様子を松陰が書き記した草稿です。野山獄で知り合った富永有隣も村塾に入り、塾生が大いに増える中、傍訓（ふりがなのこと）に頼らず漢文を読めるようになった青年が多数いたようです。松陰は、こうした塾生の成長に大きな期待を寄せています。



【関係資料3】松下村塾食事人名控 (吉田松陰関係資料 128)

安政5年（1858）8月から11月にかけて、松下村塾で食事を摂った人々を、吉田松陰と門下生が書き留めたものです（記述の中心は8月から9月）。松陰が記述した日は、自らを「寅」と記しています。ともに学び合いながら、どのようなものを食べていたのでしょうか。



【関係資料4】吉田松陰・小田村伊之助往復書状 (吉田松陰関係資料 133)

今話題の二人が取り交わした書状です。安政5年（1858）11月20日のことです。吉田松陰が問い合わせた書状の裏面に、小田村伊之助が返事を記しています。主な内容は次のとおりです。

〔松陰〕昨夜のことはその後どうなった？

〔伊之助〕今夜伺って詳細をお話しします。